

令和8年7月改選

最上町農業委員・農地利用最適化推進委員の募集を行います



1. 募集期間

令和8年3月13日（金）から 4月13日（月）まで

2. 推薦・募集の方法

- 候補者の書類提出の方法として、地域の農業者や農業団体等の推薦又は自らの応募による2通りがあります。
- どちらの場合も、所定の様式に必要事項を記入のうえ、最上町農業委員会事務局へ直接または郵送で提出してください。提出書類は最上町農業委員会に備え付けてあるほか、町ホームページからダウンロードできます。

3. 任期

3年（令和8年7月20日 から 令和11年7月19日 まで）

4. 公表について

応募状況の中間経過及び募集結果については、町ホームページで公表されます。

5. 農業委員と農地利用最適化推進委員について

| 募集委員 | 農 業 委 員 | 農地利用最適化推進委員 |
|-------------|--|---|
| 要 件 | 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方 | 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方 |
| | ①町内に住所を有する者を基本とし、町外に住所を有する者も妨げない。 ②町が設置する他の附属機関等の委員でない者 ③当町の職員でない者 | |
| 募集人員 | 12人 | 6人（※裏面の表 6地区から各1人） |
| 報酬(年額) ※ | 基本給 会長：340,000円 委員：265,000円 能率給：予算の範囲内で町長が定める額 | 基本給：185,000円 能率給：予算の範囲内で町長が定める額 |
| 主な業務 | 総会における農地の貸借や売買、転用許可等についての審議・判断 | 担当地区における農地利用の最適化のための調整 |
| | ○担当する地区内での農地法等に基づく現地調査の実施 ○農地法等に基づいた、農地の利用状況調査の実施 ○農地利用の最適化（担い手への集積・集約、遊休農地の発生防止、新規参入の促進等）に向けた活動 | |

6. 農地利用最適化推進委員の担当地区

| 区域名 | 担 当 地 区 |
|------|--------------------------------------|
| 地区 1 | 赤倉、一芻、万騎ノ原、明神、堺田・松根・鍋倉、笹森、新田、下小路、立小路 |
| 地区 2 | 本城、十日町、向町、豊田、沢原、黒沢、源佐原、赤沢・清水沢・開拓 |
| 地区 3 | 上満沢、中満沢、下満沢、細ノ原、萱場、月楯 |
| 地区 4 | 若宮、下白川、東法田 |
| 地区 5 | 野頭、法田中、法田下、志茂 |
| 地区 6 | 大堀・白川端、横川、清水町、上鶴杉・薬師原、鶴杉、瀬見 |